

公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

2020年度 事業計画

2019年12月

I. はじめに

国際社会では 2016 年より持続可能な開発目標(SDGs)の取り組みが始まった。セーブ・ザ・チルドレンも「2030 年までに子どもたちのために達成したいこと」という長期戦略を策定し、最も弱い立場に置かれた子どもたちに焦点をあて、①予防可能な原因で 5 歳未満の子どもが死亡することがなくなること、②全ての子どもが質の高い教育を受けられること、③子どもへの暴力が許容されない社会になっていること、の 3 つの優先課題に、全世界で取り組んでいくことを決意した。2030 年までの長期戦略に掲げた目標の達成のために、子どもを取り巻く課題解決に向けての具体的な方針として、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンは 2019-21 中期戦略を下記のようにとりまとめ、取り組んでいる。

2019-21 中期戦略目標

私たちは、国内外を問わず、特に困難な状況にあり権利を侵害されている子どもたちへのインパクトに焦点をあてるために、社会的影響力の増大、支援/アドボカシー事業の拡大・深化、収益規模の拡大、専門性のある人材の強化の 4 つを成長と捉え、実現していく

この目標を実現するために、以下に取り組む。

- 私たちは、子どもの権利基盤型アプローチを通じて、組織全体として連携を強化しながらインパクトが最大化される分野に経営資源を集中し、事業を実施する。
- 私たちは、社会全体を巻き込み、市民とともに活動を推進し、個人・法人寄付を中心に、安定した資金獲得を拡大する。
- 私たちは、子どもの権利推進におけるリーダーシップをとり、説明責任を強化し、ステークホルダーとの関わりを深化させる。
- 私たちは「私たちが大切にすること(Values)」に基づき、中期戦略目標の実現のために、組織基盤を強化する。

セーブ・ザ・チルドレン創設から 100 周年を迎えた 2019 年は、子どもの権利条約が国連で採択されてから 30 年目の節目でもあった。生きる・育つ・守られる・参加する「子どもの権利」が実現される世界を目指すセーブ・ザ・チルドレン・ジャパンは組織一丸となって、また、様々な団体・個人と協力し、同条約の意義と子どもの権利実現の大切さを伝えるための活動を強化していく。

II. 2020 年活動計画概要

2020 年度事業計画は、前述の 2019-21 年中期戦略に基づいて策定された。中期戦略目標の実現のために、2020 年に実施する事業の概要は以下の通り。

A. 子どもの権利基盤型アプローチを通じて、組織全体として連携を強化しながらインパクトが最大化される分野に経営資源を集中し、事業を実施する。

2020 年に特に注力をする事業・アドボカシーの分野は以下の通り。また、事業、アドボカシー活動においては、チャイルドライツプログラミング(CRP)を通じ事業計画・実施・モニタリングのプロセスを実施する。

i. 海外事業

海外事業は、これまで、子どもの保護、教育、保健・栄養、防災の分野に加え、人道支援事業を実施してきており、2020 年もアジア、中東、アフリカ地域においてこれらの分野の事業を継続する。

アジア地域：

ベトナム、ミャンマー、ラオスの 3 か国において 2017 年より実施している法人寄付による母子保健事業が 2020 年末に完了するにあたり、着実に成果を生み出すとともに、SCI の保健分野の優先課題とも連動させる形で新規保健案件の形成を目指す。ベトナムでは、世界銀行資金による少数民族の子どものための栄養改善事業も 2020 年末に完了するため、同事業からの学びとエビデンスを抽出し、今後もセーブ・ザ・チルドレン・ジャパンとして同国における子どもの栄養改善に貢献するための体制を整える。また、ベトナムでは、中部における学校を中心とした防災と子どもの保護を組み合わせた事業の開始を目指す。南アジアでは、バングラデシュで避難生活を送るロヒンギャ難民支援事業が 4 年目に入り、国際社会は持続的なホスト・コミュニティの支援強化を重視しているところ、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンとしては、同地域の子どもの保護強化のための社会福祉行政の強化事業の開始を目指す。セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンが直接事務所を運営するモンゴルにおいては、世界銀行資金による農村部の青少年支援事業を実施するほか、日本政府資金によるインクルーシブ教育事業、子どもの保護のための行政能力強化事業を継続実施する。

中東地域：

2019 年に開始したシリア国内における子どもの保護事業を継続して実施し、長期化したシリア危機で最も脆弱な立場に置かれている子どもたちの家族に対して、自身の回復力や子どもの保護の問題に関する問題処理能力を高め、地域で子どもたちを守る仕組みを強化することを目指す。また、隣国のレバノンで 2012 年以降実施してきたシリア難民支援事業は、諸外国の支援機関が今後の支援活動の展開の道筋を模索しているところ、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンとしては、2020 年にこれまで支援してきた子ども保護セクターを見直し、新しい活動分野での事業開始を検討する。紛争が続いているイエメンの教育事業は、昨年度、日本政府予算が大幅に削減されたために事業継続が困難になりつつある。そのため

2020年については、予算額の決定を受けて事業の継続可否を検討することとする。

アフリカ地域：

アフリカでは、これまで、5年にわたって実施してきたウガンダ西部における防災（災害リスク軽減）事業にいったん区切りをつけ、また、この事業で構築したコミュニティとの関係を継続する形で、同じ地域で生計向上と子どもと母親の栄養改善を目指す事業を開始する。また、2016年以降、北西部で南スーダン難民および2019年から南西部にてコンゴ民主共和国からの難民のための子どもの保護事業を実施しており、これらの事業を継続する。2019年中は、アフリカ南部で発生したサイクロンの被災者のための支援をモザンビークにおいて実施したが、2020年中もSCIのカテゴリー1級の人道危機が発生した場合は、出動を検討する。

なお、近年、シリア危機を筆頭に、世界各地で紛争が長期化、複雑化する傾向があり、それに伴い難民の発生や人の移動が劇的に増えるなど、人道支援のニーズがかつてないほどに高まっている。これを受けて、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンの海外事業も事業予算の半分以上が緊急人道支援にあてられている。セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンとしては、人道支援においてなかなか優先的に資金が配分されない、子どもの保護活動を中心に活動を実施し、子どもの保護の活動の質の向上に努めていくこととする。なお、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンは、2018年より、アジア太平洋地域における緊急人道支援に従事するための人材育成プログラムを運営しており、2020年も同プログラムを継続実施し、主にアジア地域での同分野の人材開発に貢献していく。人材開発に於いては、上記に加え、人道支援関係者に対する「人道行動における子どもの保護の最低基準」（CPMS）の普及促進によって、日本国内の人道支援関係者の人材開発にも寄与していく。

ii. 国内事業

日本国内では、子ども虐待の予防、子どもの貧困問題解決、緊急・復興支援及び災害時の心理社会的支援の3つの事業を柱とし、以下の活動を行う。

子どもの貧困問題解決：子どもの成長や学びの機会が保障されることを長期目標に据え、教育の無償化を念頭において「就学援助制度」を含む経済的支援の拡充や教育の私費負担軽減など、国や地方自治体における子どもの貧困対策が充実するよう、啓発活動や政策提言に注力する。同時に、東北において経済的に困難な状況下にある小中高生への給付金提供や子ども・保護者のエンパワーメント活動といった直接支援活動を実施する。啓発活動・政策提言活動においては、特に子どもや保護者が意見表明できる機会を創出し、それらの声をもとにして働きかけを促進することを基盤とする。

子ども虐待の予防：相次いだ子どもの虐待死事件を受け、2019年6月、体罰禁止を明示的に盛り込んだ虐待防止策強化のための法改正が行われた。この法改正によって、かつてないほど体罰に対する社会の関心は高まっており、同時に、保護者を追い詰めない支援策の拡充も求められている。セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンは体罰禁止法制化のフォローアップとして、効果的な社会啓発の実施、非暴力の

子育て支援策の拡充、継続的なモニタリングなどを、国に働きかけていく。また、子どもの人権を尊重することの大切さ、体罰等を用いない子育ての必要性と考え方について広く社会に訴えるために、新たな社会啓発ツールを開発し、啓発活動を展開する。

緊急・復興支援及び災害時の心理社会的支援：2019年に新たに立ち上げた国内緊急対応事業の体制の整備と職員の能力の向上を引き続き行い、国内大規模災害への対応能力の強化を図る。2020年は、子ども支援の専門性をもった団体や人材とのネットワーキングにも力を入れる。それによって、災害時にこどもひろばを開設する際に十分なスタッフを確保することを目指す。同時に、平時から子ども・養育者に対する心理社会的支援の手法を普及し、地方自治体の防災・災害対策計画等に緊急時の子どもの保護の視点が入るよう、働きかけていく。

iii. アドボカシー

セーブ・ザ・チルドレンのグローバル戦略およびグローバル・アドボカシー戦略のプライオリティに沿い、グローバル・キャンペーン「EVERY LAST CHILD」がフォーカスする最も脆弱な立場に置かれた子どもたち、および2019年より開始した100周年記念キャンペーン「STOP THE WAR ON CHILDREN」がフォーカスする紛争下の子どもたちに焦点を置き、セーブ・ザ・チルドレン他メンバーおよび国内外のアドボカシーネットワークとの連携のもと、子どもの権利の実現が政策上優先され、より多くのリソースが配分されるようステークホルダーへの働きかけを行う。具体的には、以下の3つの領域において活動を行う。

子どもの権利を尊重・推進する社会基盤の構築：

子どもの権利が尊重・推進され、政策上優先される社会基盤の構築のため、様々なセクターのステークホルダーと連携しながら、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた国内外における実施へのアドボカシーと国内の普及・啓発、SDGsのターゲット16.2「子どもに対するあらゆる暴力の撤廃」に向けた「子どもに対する暴力撤廃に関するグローバル・パートナーシップ」における国別行動計画の策定をはじめとした国内外の政策強化、「子どもの権利とビジネス原則」の普及・啓発と「ビジネスと人権に関する国別行動計画」への取り込み、および企業による実践への働きかけを行う。

社会開発に関する国際政策および日本政府の支援の拡充：

基礎社会サービスへのアクセスと質の向上をはじめとする社会開発分野において、「東京栄養サミット2020」に向けた栄養改善の援助政策・支援の強化、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジおよび予防可能な乳幼児死亡の根絶に向けた援助政策・支援の強化、質の高い教育へのアクセス向上に向けた援助政策・支援の強化、およびこれらの分野の援助効果や説明責任の向上への働きかけを行う。

STOP THE WAR ON CHILDREN（紛争下の子どもを守ろう）キャンペーンの展開：

紛争の影響を受けた子どもの保護と支援強化を目指すキャンペーン「STOP THE WAR ON CHILDREN」を国内で展開し、課題に関心を持つユースを中心に啓発や意識向上を行い、その主体的な活動を後押しするとともに、日本政府に対して学校の軍事利用を禁止する「学校保護宣言」の支

持、ロヒンギャ危機その他の人道危機に対する政策・支援の強化、緊急下の教育の政策・支援の強化への働きかけを行う。

上記アドボカシー活動の国際的な重点機会としては、国連犯罪防止刑事司法会議（京都コンgres）（4月）、世界保健総会（5月）、国連ハイレベル政治フォーラム（7月）、東京栄養サミット2020 プレイベント（7月）、国連総会（9月）、ソリューションズ・サミット（11月）、東京栄養サミット2020（12月）などが挙げられる。

B. 社会全体を巻き込み、市民とともに活動を推進し、財政基盤の安定・拡大をはかる。

中期戦略目標に掲げられている、社会的影響力を増大し、生きる・育つ・守られる・参加する「子どもの権利」を推進するために、この法人とこの法人が取り組む重要課題についての認知を向上し、社会を巻き込み、子どもを含む市民とともに活動を推進する。また、目標とする成長を達成するために、資金調達を積極的に進めていく。

C. 子どもの権利推進におけるリーダーシップをとり、説明責任を強化し、ステークホルダーとの関わりを深化させる。

子どもの権利の推進を専門とした国際 NGO として、ステークホルダーとの関わりを深め、子どもの権利を推進していく。

D. セーブ・ザ・チルドレンの「私たちが大切にすること(Values)」に基づき、中期戦略目標の実現のために、組織基盤を強化する。

- 組織が一丸となって成長に向けてまい進するため、効率的かつ効果的な業務遂行プロセスの改定・導入によって組織としての実行能力を高める。
- 子どもの権利を推進する専門団体として、職員の専門性を高め、互いを尊重する組織文化を醸成する。
- 資金を中期的な成長に向けた分野に戦略的に投入し、資金活用の効果・効率を高めるために予実を精緻に管理する。
- コンプライアンスを遵守する。
- 組織インフラとセキュリティーを拡充する。

III. 2020年度実施予定事業一覧

A. 海外事業

国名	事業名	支援事業分野	実施地域	財源
東南アジア地域				
ベトナム	ベトナム北部山岳地域に暮らす少数民族の子どもたちのための包括的な栄養改善事業	保健・栄養	イエンバイ省およびソンラ省	世界銀行、企業、個人
	中部高原地帯における少数民族の妊産婦と新生児のための保健システム強化事業	保健・栄養	ダクラク省	企業、個人
	ベトナム中北部における学校の安全と子どもの保護事業（予定）	防災（災害リスク軽減）・子どもの保護	クアンビン省	外務省、個人
ミャンマー	バゴー地域チャウチー・タウンシップにおける妊産婦と新生児のための保健サービス強化支援事業	保健・栄養	バゴー地域	JICA、個人
	少数民族居住地域における妊産婦と新生児のための保健サービスへのアクセス向上事業	保健・栄養	バゴー地域	企業、個人
インドネシア	ジャカルタ地域における子どもたちと青少年のための交通安全事業	防災（災害リスク軽減）	ジャカルタ首都特別州	企業、個人
タイ	子どもの水の事故防止推進事業	防災（災害リスク軽減）	バンコク	企業、個人
ラオス	北部山岳地帯における少数民族の妊産婦と新生児のための保健サービス強化支援事業	保健・栄養	ルアンパバーン県	企業、個人
北東アジア・南アジア地域				
モンゴル	誰一人取り残さないインクルーシブ教育推進事業（第2・3年次）	教育	ウランバートル市ほか	外務省、個人
	モンゴルにおける子どもの権利・保護法成立後の要保護児童支援制度定着化支援事業	子どもの保護	ウランバートル市、アルハンガイ県、ドルノド県	JICA、個人
	モンゴル農村部における最も脆弱な若者に対する企業家スキル養成研修事業	子どもの貧困	スフバートル県、ゴビスンベル県など	世界銀行、個人
バングラデシュ	コックスバザール県におけるミャンマー避難民世帯の衛生環境改善事業	緊急・人道支援（水・衛生）	チッタゴン管区	JPF、個人

国名	事業名	支援事業分野	実施地域	財源
	・コックスバザール県におけるミャンマー避難民に対する包括的保健サービス提供事業（予定）	緊急・人道支援（保健・栄養）	チッタゴン管区	JPF、個人
	コックスバザールにおける子どもの保護システム強化事業（予定）	子どもの保護	チッタゴン管区	外務省、個人
アフガニスタン	カンダハル州における緊急保健・栄養サービスの提供（予定）	緊急・人道支援（保健・栄養）	カンダハル州	JPF、個人
中近東地域				
レバノン	レバノンにおけるシリア難民の子ども保護事業(第4期)	緊急・人道支援（子どもの保護）	南レバノン県	JPF、個人
	レバノン北部におけるシリア難民支援事業（予定）	子どもの保護	北レバノン県	JPF、個人
イエメン	ダーリウ県の国内避難民とホスト・コミュニティに対する水・衛生緊急支援事業（予定）	緊急・人道支援（水・衛生）	ダーリウ県	JPF、個人
シリア	シリアにおける子どもの保護事業（第1・2期）（第2期は予定）	緊急・人道支援（子どもの保護）	中南部・北西部	JPF、個人
アフリカ地域				
ウガンダ	ウガンダ西部における災害弱者のためのコミュニティ災害・気候変動対応能力向上事業（第2年次）	防災（災害リスク軽減）	カセセ県	外務省、企業、個人
	ウガンダ西部における農家の生計向上支援と母子栄養指導を通じた栄養改善事業（1年次）	保健・栄養	カセセ県	外務省、個人
	ウガンダ北西部における南スーダン難民の子どもの保護と発達環境改善事業（第5・6期）（第6期は予定）	緊急・人道支援（子どもの保護）	アルア県、アジュマニ県、キリヤンドンゴ県	JPF、個人
	ウガンダ北西部アジュマニ県における南スーダン難民の子どもの保護事業	緊急・人道支援（子どもの保護）	アジュマニ県	JPF、個人
	ウガンダ南西部におけるコンゴ民主共和国難民の子どもの保護および青少年の能力強化支援事業（第2・3期）（第3期は予定）	緊急・人道支援（子どもの保護）	カムウエンゲ県、キソロ県、カヌング県	JPF、個人

B. 国内事業

支援事業分野、事業名	財源
子ども虐待の予防	
あらゆる場面での体罰等禁止に向けた政策提言	個人、企業
「体罰等を用いない子育て」の賛同者を増やす社会啓発活動	個人、企業
子どもの貧困問題解決	
小中高生に対する給付金提供	個人、企業
小中高生世代や保護者を対象としたエンパワーメント活動	個人、企業
小中高生世代等を対象とした意見表明活動	個人、企業
子どもの貧困に関する調査	個人、企業
子どもの貧困問題解決に向けた社会啓発活動	個人、企業
子どもの貧困問題解決に向けた政策提言	個人、企業
子どもの貧困関連団体とのネットワーキング	個人、企業
緊急・復興支援および災害時の心理社会的支援	
国内緊急対応事業	
国内災害時に対応する体制の整備と強化（職員の能力向上含む）	個人、企業
関連 NGO/NPO 及び専門団体とのネットワーキング・連携の強化	個人、企業
防災や災害対策における子ども支援の強化に向けた政策提言	個人、企業
災害時における子ども・養育者に対する心理社会的支援（PSS）の手法の普及	個人、企業
災害時における子ども・養育者に対する PSS の認知向上に向けた社会啓発	個人、企業
2018 年西日本豪雨復興支援事業	
災害時に子どもたちが果たした役割の記録	個人、企業
学校備品等支援	個人、企業
2019 年台風 19 号緊急・復興支援	
こどもの居場所づくり支援	個人、企業
放課後児童クラブ（学童）支援（備品、建物修繕）	個人、企業
保育園備品支援	個人、企業
給付金提供	個人、企業
「こどものための心理的応急処置（PFA）研修」実施	個人、企業
事業モニタリングと評価	個人、企業

C. アドボカシー

事業名	財源
子どもの権利を尊重・推進する社会基盤の構築	
—持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた実施へのアドボカシーと国内普及・啓発	企業・個人
—「子どもに対する暴力撤廃に関するグローバル・パートナーシップ」における国内外の政策強化	個人
—「子どもの権利とビジネス原則」の普及・啓発、「ビジネスと人権に関する国別行動計画」への取り込み	個人
社会開発に関する国際政策および日本政府の支援の拡充	
—「東京栄養サミット 2020」に向けた栄養改善の援助政策・支援の強化	助成金
—ユニバーサル・ヘルス・カバレッジおよび予防可能な乳幼児死亡の根絶に向けた援助政策・支援の強化	個人
—質の高い教育へのアクセス向上に向けた援助政策・支援の強化	個人
STOP THE WAR ON CHILDREN（紛争下の子どもを守ろう）キャンペーンの展開	
—「学校保護宣言」の日本政府の支持に向けたアドボカシー	個人
—ロヒンギャ危機その他の人道危機に対する日本政府の政策・支援の強化	個人
—緊急下の教育の政策・支援の強化	個人